

大和市告示第165号

大和市民間保育所及び私立幼稚園AED設置補助要綱を次のように定める

平成23年9月30日

大和市長 大 木 哲

### 大和市民間保育所及び私立幼稚園AED設置補助要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項に規定する保育所のうち、同法第35条第4項の規定により設置された児童福祉施設（以下「民間保育所」という。）及び学校教育法（昭和22年法律第26号）第4条第1項第3号の規定により設置された施設（以下「私立幼稚園」という。）にAED（自動体外式除細動器をいう。以下同じ。）を設置することにより、当該施設における保育中若しくは就園中又はその近隣地域において不慮の事故や急病で呼吸や脈が停止する重篤な状態になった園児又は市民に対する迅速な救命に資するため、AEDの設置に係る経費の一部を補助することについて、大和市補助金交付規則（昭和42年大和市規則第21号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助の対象となる事業者は、大和市内に民間保育所又は私立幼稚園を設置する法人の代表者（以下「補助対象者」という。）とする。

(補助対象物品)

第3条 補助の対象は、補助対象者が大和市内に設置する民間保育所及び私立幼稚園における救急救命講習で使用し、当該施設に設置するため、平成23年10月1日から平成24年3月31日までの間に購入する、次に掲げるAED及びその周辺機器等（以下「補助対象物品」という。）とする。ただし、第2号から第5号までに掲げる物品のみを購入する場合は、補助の対象としない。

- (1) AED本体 1台
- (2) AEDによる除細動に必要な小児用及び成人用電極 各1組
- (3) AEDの動作に供するバッテリー 1台
- (4) 感染防止用ディスポーザブル手袋 1組
- (5) AED本体収納ケース 1個

(補助金額)

第4条 補助金の額は、前条各号に掲げる物品の購入に係る費用とする。ただし、当該費用の合計で450,000円を上限とし、1,000円未満の端数があるときは、切り捨てる。

(交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする補助対象者（以下「申請者」という。）は、規則第4条に定める書類に、第3条各号に定める物品の明細が記された領収書を添えて市長に申請しなければならない。

(実績の報告)

第6条 規則第10条に規定する書類は、補助対象物品が民間保育所又は私立幼稚園に納品された日から起算して30日を経過した日又は平成24年3月31日のいずれか早い日までに、提出しなければならない。

(書類の整備)

第7条 補助金の交付を受けた補助対象者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出に係る書類を補助事業完了年度の翌年度から起算して、5年間保存しなければならない。

2 市長は、必要と認めるときは、前項に規定する帳簿及び書類の提出を求めることができる。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成23年10月1日から施行する。

(失効)

2 この要綱は、平成24年3月31日限り、その効力を失う。